

# 新しい担保法制【前編】

## —譲渡担保

弁護士 中川 雄矢

### 1はじめに

2025年5月30日、「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」(以下、本稿において「譲担法」とし、条数のみの場合は譲担法を示す。)が成立した<sup>1</sup>。またこれに併せて、譲担法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が成立した(以下、本稿において「整備法」という。)<sup>2</sup>。

特に整備法の中では「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」(以下、「特例法」という)が改正された(以下、本稿において、改正前のものを「改正前特例法」、改正後のものを「改正後特例法」という。)。

本稿では、譲担法のうち動産譲渡担保及び債権譲渡担保に関する主要な改正部分及び整備法を概説し、今回の改正が与える金融実務への影響について考察する。

なお、残る所有権留保については、企業価値担保権と併せて後編で取り上げる予定である。

### 2譲渡担保契約・総論

#### (1) 譲渡担保契約の定義の明文化

従前は、譲渡担保は解釈上認められる非典型的の約定担保物権として位置付けられていた。これには簡易迅速かつ柔軟な私的実行を可能とする点で長所がある反面、法的安定性に欠けるという短所があった。

そこで、金銭債務を担保するため債務者等が動産、債権その他の財産を債権者に譲渡することを内容とする契約が譲渡担保契約と定義され(2条1号)、その効力、実行手続及び倒産手続上の処遇が規定された<sup>3</sup>。

これは、“譲渡担保権”という新たな物権を創設するものではなく、譲渡担保契約という契約を規律するものであるため(1条)、定義に該当しない契約についてはなお解釈によることになる。

実務上は、既に締結された契約が譲担法上の定義に該当するか否かの確認が必要であろう。

#### (2) 譲渡担保権の効力

譲渡担保権者は、譲渡担保財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有し

(3条)、その範囲は、元本、利息、違約金及び損害賠償請求権に及ぶ(4条)。その他、譲渡性(6条)、不可分性(8条)及び物上代位(9条)が明記された。

いずれも従前の通説を明文化したものであるが、既に締結された契約で定められた効力が上記各条項に違反しないか否かの確認が必要であろう。

#### (3) 後順位譲渡担保権の明文化

従前の判例<sup>4</sup>は、後順位譲渡担保権の設定自体を認めつつその実行を認めていなかったところ、譲担法は後順位譲渡担保の設定を認め(7条)、先順位譲渡担保権者全員が同意した場合には後順位譲渡担保権者も実行することができるものとした(62条)。

#### (4) 実行方法の明文化

従前の譲渡担保や所有権留保は簡易迅速かつ柔軟に私的実行できる反面、法的安定性に欠けるという短所があった。

そこで譲担法は、私的実行を含む譲渡担保及び所有権留保の実行方法について詳細な規律を設け、実行手続に関する譲担法と異なる定めを無効とした(5条)。

これは強行法規であるため、実務上、現行の譲渡担保契約や所有権留保契約における実行方法の定めが譲担法の定める実行手続に違反していないか否かの検討が必要であろう。

#### (5) 組入義務の新設

集合動産譲渡担保又は集合債権譲渡担保(以下、この「組入義務の新設」の項において「集合動産譲渡担保等」といい、その担保権者を「集合動産譲渡担保権者等」、その設定者を「集合動産譲担設定者等」という。)に対して、従前は、動産や債権が担保に供されることで他の一般債権者が引当てにできる財産が減少するという問題があった。

そこで、集合動産譲渡担保等が実行された後に集合動産譲担設定者等に倒産手続が開始したとき、集合動産譲渡担保権者等が、担保実行による回収額の一部を破産財産等に組み入れる義務が定められた(71条、95条)。

ここでは、上記担保権の実行によって被担保債権の回収に充てた金額が、①目的財産の価額の10分の9と②担保実行費用<sup>5</sup>及び被担保債権の元本の合計額のいずれか大きい方の額を超える場合において、回収から1年以内に集合動産譲担設定者等について倒産手続が開始したとき、集合動産譲渡担保権者は、当該超過額を破産財團等に組み入れなければならない。

実務上は、集合動産譲渡担保権者は可能な限り組入義務が生じない回収手法を検討するべきであると思われる。例えば、同一の被担保債権につき他に複数の担保を有する場合にはそれらの担保権に先立って集合動産譲渡担保権等を実行する方が有利である。また、先に集合動産譲渡担保権等の実行により被担保債権の満足を得たとしても組入義務が生じる可能性のある期間は他の担保権の解除に応じない等の対応が考えられる。

### 3 動産譲渡担保

#### (1) 動産譲渡担保権設定者による動産の使用収益

従前は、動産譲渡担保権設定者が目的動産を使用収益することができるか否かが不明確であるという問題があった(以下、この「動産譲渡担保」の項において、動産譲渡担保権者を「担保権者」、動産譲渡担保権設定者を「設定者」という。)。

そこで譲担法は、設定者は、譲渡担保動産の用法に従い、善良な管理者の注意をもってその使用及び収益をすることができるとした(29条)。

なお、個別の譲渡担保契約の場合、設定者は当該権利を第三者に譲渡することができ、設定者が無断で又は処分権限を越えて処分したときには、譲受者は譲渡担保権の負担のついた所有権を取得する<sup>6</sup>。このとき別途即時取得(民法192条)が成立しうる。

#### (2) 対抗要件及びその優劣

従前は、動産譲渡担保契約を第三者に対抗するために民法所定の引渡し(民法178条)が必要であり、担保物権同士の優越は引渡しの先後によって決せられていた。譲渡担保における引渡しは占有改定によって行われるのが通常であり、占有改定の事実を外部から認識することは困難であるため、動産譲渡担保による融資を実行する際に債権者は先順位担保権が存在するリスクを負っていた。

そこで、譲担法は、同一の動産について動産譲渡担保権が互いに競合する場合には、その動産譲渡担保権の順位は引渡しの先後によるものとした上で(32条)、占有改定で対抗要件を備えた動産譲渡担保権は、占有改定以外の方法で対抗要件を備えた動産譲渡担保権等に劣後するものとされた(36条1項。以下、「占有改定劣後ルール」という。)。

これにより今後の実務では、例えば、金融機関が融資において動産譲渡担保権を設定しようとする際、二重の担保設定等の可能性を想定せず設定者の倒産手続等において譲渡担保権(別除権や更生担保

権等)を主張できればよいと考えるならば占有改定によって対抗要件を具備することがありうる。他方、二重の担保権の設定のリスクに備えようとするならば動産譲渡登記が利用されるべきであろう。また、特例法に基づく登記は法人が行うものに限られているため、例えば中古動産を譲渡担保に供して個人から数百万円程度を借り入れる等といったことは困難になると思われる。

このように、この占有改定劣後ルールの採用により動産譲渡登記を使用するニーズが高まり実務に大きな影響を及ぼすと思われる。そのため今回の改正を踏まえた経過措置が用意されている。譲担法施行日前に占有改定の方法で対抗要件を具備していた動産譲渡担保契約については、施行後2年以内に動産譲渡登記をしたときは、もともとの占有改定時に占有改定以外の方法で対抗要件を具備したものとみなされる(特例法附則5条)。動産譲渡登記をするには設定者の協力が必要であるから、2年内に円滑に登記できるよう今から交渉を開始するのが安全であると思われる。

#### (3) 牽連性のある金銭債務の特則

譲担法は、譲渡担保動産の代金債務又は代金債務の債務者から委託を受けて代金債務を支払った者が取得する求償権に係る債務(以下、「牽連性債務」という。)のみを担保する動産譲渡担保権については、引渡しがなくとも第三者に対抗できるものとし(31条1項)、他の譲渡担保権との関係では担保設定時に占有改定以外の方法による引渡しがされたものとみなされるとした(同条2項)。

これは主に狭義の所有権留保を念頭に置いた規定であるが(110条参照)、譲渡担保との関係では、貿易金融において用いられることが想定されている。譲渡担保や所有権留保という形式にとらわれず、被担保債権に強い優位性が認められるべき実質的理由から直截的に対抗要件具備を不要とする趣旨の規定である。

#### (4) 集合動産譲渡担保の場合

##### ア 定義及び特定の方法

従前の判例<sup>7</sup>は、集合動産譲渡担保権の成立を認めつつ、その特定の方法として、「その種類・所在場所及び量的範囲を指定するなど」の方法によるとしていた。

譲担法はこれを明文化し、①譲渡担保動産の種類、②譲渡担保動産の所在場所その他の事項を指定することで、将来において属する動産を含むも

のとして定められた範囲によって特定された動産を一体として譲渡担保を設定することができるこ<sup>ととした(40条)。</sup>

ここでは所在場所の特定が必須ではなくなった点に特徴がある(登記事項からも除外された。改正後特例法7条2項6号参照。)。これによって所在場所による特定が困難な場合でも、その工夫次第では集合動産譲渡担保権を設定することができるようになった。

#### イ 特定範囲所属動産の処分

従前の判例<sup>8</sup>は、集合動産譲渡担保権者による集合物の利用が認められるか否かは「その通常の営業の範囲内」であるか否かによって判断されており、実際の契約書等でも通常の営業の範囲内で処分を許す旨の条項が入れられていた。他方で、通常の営業の範囲内か否かという判断基準では不明確であるという批判もあった。

そこで譲担法は、集合動産譲渡担保権設定者は、原則として、動産特定範囲に属する動産の処分ができるとし(42条1項本文)、その上で、次の2つの場合に自由な処分を禁止した。

- ① 集合動産譲渡担保権者を害することを知っていたとき(同条42条1項但書)
- ② 当事者が別段の定めにより処分権限の範囲を定めたとき(同条2項)。

ここでは、集合動産譲渡担保権者を害することを知りながら処分したり、別途合意された処分権限を越えて処分した場合は、譲受人は譲渡担保権の負担の付いた動産を取得すると考えられる<sup>9</sup>。ここで譲受人が当該動産を即時取得(民法192条)する可能性があるが、この場合の即時取得の要件は善意に緩和されている(42条3項)。

実務上は、既に多くの契約書等で「通常の営業の範囲内」という文言が用いられているため、譲担法42条2項の適用の有無等につき、既存の契約書の文言等の見直しの要否を検討するべきであろう。

#### ウ 対抗要件

従前の判例<sup>10</sup>では一度集合動産譲渡担保につき対抗要件が具備されればその後に集合物に加わった動産についても対抗要件の効力が及ぶとされていたところ、譲担法においてこれが明文化された(41条1項)。

#### エ 新規組入財産に対する担保権の効力

集合動産譲渡担保権の効力は、倒産手続開始決

定後の新規加入財産に対しては及ばないとされた(106条、66条2項、107条1項)。

#### (5) 実行方法

従前は、担保権者が実行通知を出して目的物の確定的な所有権を取得して目的物の評価額をもって被担保債権の弁済に充てるか(帰属清算方式)、目的物を第三者に売却して代金を被担保債権に充てるか(処分清算方式)のいずれかの方法が採られていた。他方で、実行手続に関する明確なルールは存在せず、例えば実行通知により直ちに所有権が移転するなどの規定も認められており、これは債務者にとって酷であるという批判もあった。

そこで、譲担法は、帰属清算方式、処分清算方式、並びに実行通知の内容及び方法を明文化した(60条以下)。実行通知に記載すべき事項は法定されており(帰属清算方式の場合には60条1項、処分清算方式の場合には61条2項)、これらの記載に瑕疵があった場合には実行通知は効力を生じない。また、帰属清算方式と処分清算方式のいずれの場合も原則として設定者に対する実行通知の日から2週間を経なければ担保実行の効力が生じない(61条)。

また、集合動産譲渡担保の場合は、実行通知に先立って、帰属清算又は処分清算をしようとする旨の通知(以下、「予告通知」という。)をしなければならない(66条1項)。予告通知が集合動産譲渡担保権設定者に到達した時点の動産特定範囲が「実行対象動産特定範囲」(同条2項)とされ、それ以降に当該範囲に属した動産に譲渡担保権は及ばず、当該設定者は当該範囲に属する動産を処分できなくなる(同条3項)。

他にも、動産譲渡担保権の実行のための裁判手続として保全処分(価格減少行為の禁止等。75条)、引渡命令(帰属清算等をするために必要があるときに譲渡担保動産の占有者に対して動産譲渡担保権者に譲渡担保動産を引き渡すよう命じるもの。76条)、実行手続終了後の譲渡担保動産についての引渡命令(78条)が定められた。

実務上、現行の譲渡担保契約の実行に関する条項が上記規律に違反しないか否かの確認は必須であろう。

### 4 債権譲渡担保

#### (1) 第三債務者による弁済

従前の債権譲渡担保は、債権譲渡担保権者が債権を譲り受け第三債務者からその弁済を受けることに

よって被担保債権を回収するという仕組みである（以下、この「債権譲渡担保」の項において、債権譲渡担保権者を「担保権者」、債権譲渡担保権設定者を「設定者」という。）。譲担法は従前の解釈を明文化し、被担保債権の弁済期前に第三債務者が担保権者に弁済をした場合は当該債権の消滅等を設定者に対抗することができるとした（48条1項）。

## （2）対抗要件及びその優劣

その第三者対抗要件は民法上の債権譲渡と同様に、譲渡人による確定日付のある通知又は債務者による承諾（民法467条）。債権譲渡登記がされた場合は確定日付のある通知がされたものとみなされる（特例法4条1項）。）である。同一の債権について債権譲渡担保権が互いに競合する場合には、その債権譲渡担保権の順位は、確定日付のある通知又は承諾の前後による（49条）。

上記動産譲渡担保における占有改定劣後ルールや牽連性ある金銭債務に関する特則等の例外規定は設けられていない点に留意が必要である。

## （3）集合債権譲渡担保の場合

### ア 定義及びその特定の方法

譲担法は従前の解釈を明文化し、債権の発生年月日の始期及び終期、発生原因その他の事項を指定することで将来において属する債権を含むものとして定められた範囲によって特定された債権を一括して目的とするものを集合債権譲渡担保契約とした（53条）。

#### イ 集合債権譲渡担保権設定者の取立権の合意

従前は、集合債権譲渡担保権設定者が債権を譲り受けた上で、担保が実行されるまでは設定者が担保目的とされた債権を取り立てることが契約で合意されることがほとんどであった。

譲担法はこれを明文化し、集合債権譲渡担保権設定者は、集合債権譲渡担保契約に債権特定範囲に属する債権を取り立てることができる旨の定めがあるときは当該債権特定範囲に属する債権を取り立てができるとした（53条1項）。

#### ウ 新規加入財産

原則として倒産手続開始決定後の新規加入財産に対して担保権の効力が及ばないことは集合動産譲渡担保と同様である。

しかし、集合債権譲渡担保権においては例外がある。民事再生手続と会社更生手続の場合に限り、別段の定めがある場合には、当該手続開始決定後に発生した債権についても担保権の効力が及

ぶとされた（107条2項但書）。

## （4）実行方法

従前は担保権者が実行通知をして第三債務者から直接取り立てるのが一般的であったところ、譲担法はこれを明文化し、加えて動産譲渡担保と同様に帰属清算方式又は処分清算方式によることもできるとした（93条）。その具体的な実行方法は動産譲渡担保の場合と同様である。

また、集合債権譲渡担保の場合は合意により集合債権譲渡担保権設定者に取立権が付与されることが多いが、被担保債権に不履行があった場合には、第三債務者からの直接取り立て、若しくは帰属清算又は処分清算の旨の通知をしたときは、集合債権譲渡担保権設定者は債権特定範囲に属する債権を取り立てることができなくなることとされた（94条）。

なお、集合債権譲渡担保には予告通知に固定化の効力はない点に留意が必要である（94条は、66条2項、同条3項に相当する規定がない）。

## 5 整備法

### （1）民法

債権譲渡担保権と同様に、債権質権者は目的である債権全額を取り立てができるようになった（民法366条）。また、動産譲渡担保権と同様に、抵当権は、被担保債権の不履行があった場合には未收取の果実に及ぶ旨が明記された（民法371条）。

### （2）民事再生法・会社更生法等

民事再生、会社更生等における担保権実行手続中止命令について、譲渡担保権と同様に、債権質権につき裁判所が実行の禁止を命ずることが可能となり、中止命令に条件を付すことなどが可能となった（民事再生法31条、会社更生法24条）。

### （3）特例法

改正前特例法は譲渡担保のための特別な登記制度を規定していなかったため、実務的な対応として、登記原因を「譲渡担保」として真正な譲渡と同様に登記がされていた。

そこで、改正後特例法は、動産債権譲渡登記につき譲渡担保に関する登記事項やその移転登記や順位変更の手続等を新設した。また後順位譲渡担保に関して競合する譲渡担保権等を記録するための「競合担保目録」制度を新設し、競合する譲渡担保権に関する譲渡登記を一覧できるようにした（特例法10条の5）。

（後編に続く）

- 
- 1 公布(2025年6月6日)から2年6か月以内に施行予定。
  - 2 謙担法の施行に伴い、民法及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律等の合計26の関係法律が整備された。
  - 3 譲渡担保契約のうち、動産を目的とするものと「動産譲渡担保契約」、債権を目的とするものを「債権譲渡担保契約」という(謙担法2条2号、11号)。
  - 4 最判平成18年7月20日民集60巻6号2449号。
  - 5 調査費用、評価費用、処分費用等が含まれる(法制審議会・担保法制部会・部会資料15・20~21頁)。
  - 6 譲渡担保契約において処分禁止特約を付すことも認められるが、当該禁止特約違反により処分自体が無効となるのではなく当事者間に契約責任が生じるにとどまると考えられる。
  - 7 最判昭和54年2月15日民集33巻1号51頁。
  - 8 最判平成18年7月20日民集60巻6号2499号。
  - 9 権限外による処分行為が無効であるとする見解もあるが、個別動産の譲渡担保の場合と平仄を合わせた上で譲受人の保護は即時取得によって図る方が体系的に整合すると考える。
  - 10 最判昭和62年11月10日民集41巻8号1559頁。